

## 別記1

### 「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2025に関する業務」仕様書（案）

この仕様書は、「ウルトラふくしま実行委員会」（以下「委員会」という。）を代表する福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2025に関する業務」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 1 委託業務名

ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2025に関する業務

#### 2 事業目的

福島県では、「特撮の神様」と称される円谷英二監督（須賀川市出身）の＜空想の力＞が生み出したウルトラマンや特撮等のコンテンツを活用し、地域の活力創造を図るため、「ウルトラふくしま実行委員会」（構成団体：福島県、須賀川市、株式会社円谷プロダクション、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島）を立ち上げている。

当実行委員会の主催により、本県ゆかりのコンテンツである「ウルトラマン」シリーズのキャラクターを活用したデジタルスタンプラリー「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2025（以下「本ラリー」という。）」を開催し、本県の認知拡大と県内全域への周遊を促進することで、交流人口の更なる拡大と地域経済の活性化を図る。

#### 3 事業概要

ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2025の概要

- (1) 甲は別途、株式会社円谷プロダクション（以下「円谷プロ」という。）と、甲が、円谷プロが著作権または許諾権限を有する著作物を活用し、スタンプラリーに係る広告宣伝物等を制作、利用すること及びスマートフォン用アプリケーションやWEBシステム（以下「アプリ等」という。）を利用することを許諾する契約を締結する。
- (2) 甲が乙にデジタルスタンプラリー実施業務を委託し、乙が提案するアプリ等を利用する。なお、既存の汎用アプリ等の活用も可とする。
- (3) スタンプラリー実施期間は、令和7年7月10日（木）から令和7年11月30日（日）までとする。
- (4) 参加者はアプリ等で「ウルトラマンシリーズ」作品に登場するキャラクター（以下「ウルトラマン等」という。）のAR（拡張現実）画像（以下「画像」という。）を、スタンプをためる施設（以下「ポイント施設」という。）で入手し、ウルトラマン等と一緒に写真撮影しながら県内を周遊する。
- (5) ポイント施設は別途甲が定める県内60箇所<sup>\*</sup>とする。  
※ポイント施設数については現在調整中であるため、契約までに前後する可能性がある。
- (6) ためたスタンプの数に応じた景品（以下「ポイント達成プレゼント」という。）を抽選及び先着でプレゼントする。
- (7) 地域の魅力発信  
スタンプラリーを通じて、参加者に本県ならではの食・文化・歴史・自然等の魅力（以下「地域の魅力」という。）に触れてもらい、更なる県内周遊を促進するため、

## 別記1

地域の魅力を発信する。

### (8) コラボメニュー等の開発・販売

ポイント施設は、自施設または県産品事業者等が開発した、各地域の特産品等を活用し、ウルトラマン等をモチーフとしたメニュー・グッズ（以下「コラボメニュー等」という。）を販売することができる。

#### ※コラボメニュー

ポイント施設がスタンプラリー期間中に限り円谷プロとの個別のライセンス契約の締結や著作権使用料の支払いを要せずに開発する、ウルトラマン等をモチーフとしたメニュー。なお、開発にあたり、円谷プロによる意匠に関する監修を受ける。

#### ※コラボグッズ

ポイント施設または県産品事業者等が開発する、ウルトラマン等をモチーフとした各地域の県産品等。開発・販売に係る円谷プロとの契約や著作権使用料の支払いは福島県観光物産交流協会がとりまとめる。

## 4 業務内容

### (1) デジタルスタンプラリーの実施

- ア 以下の仕様を満たす i O S 及び A n d r o i d のスマートフォンに対応したアプリもしくはWEB方式によるアプリ等を活用したデジタルスタンプラリーを実施すること（アプリ等について既存のシステムを使用するか新規に開発するかは問わない）。
- イ ポイント施設は県内7地域全てに設け、計60箇所\*とする。
  - ※ポイント施設数については現在調整中であるため、契約までに前後する可能性がある。
- ウ ポイント施設にて画像を入手できる仕様とする。なお、各ポイント施設の画像は甲乙協議の上決定し、乙が制作する。
- エ 画像を入手するとスタンプラリーのスタンプがたまる仕様とする。
- オ 入手済の画像をアプリ等内で確認でき、一緒に写真が撮影できる仕様とする。また撮影した写真は端末に保存され、主要SNS（LINE、Twitter、Instagram）に投稿できる仕様とする。
- カ 集めたスタンプ数に応じ、ポイント達成プレゼントに応募できる仕様とする。
- キ スタンプラリー期間中、参加者が意図的に削除する場合を除き、キャッシュやCookie等により、スタンプや画像等の記録が削除されない仕様とする。
- ク アプリ等のダウンロード数や初回起動数及びポイント施設ごとのスタンプ数等、スタンプラリーのログを収集できる仕様とする。
- ケ 乙は、スタンプラリー開始の10日前（土日祝日を除く）までに、甲にアプリ等のデモ版等を納品し、甲による動作確認を受け、必要に応じて甲の指示によりアプリ等を修正する。
- コ 実施期間中は、動作トラブルが生じないようアプリ運営事業者等と調整し対応すること。

### (2) スタンプラリー運営

- ア 乙は甲乙協議のうえ実施計画の企画や立案等のプロデュースを行う。
- イ 乙は円滑な事業実施となるよう、スタンプラリー開催期間やその前後において、

別記1

甲及び関係機関（ポイント施設、関係市町村等）との協議、調整、状況報告等を行う。

ウ 乙は事業の進捗に合わせて甲と定期的に打合せを行い、効果的に運営する。

エ 乙はスタンプラリー運営マニュアルを作成し、甲が指定する期日までに、ポイント施設等、甲が指定する場所に納入する。

(3) スタンプラリー運営事務局設置・運営

ア 乙はスタンプラリー運営事務局（以下「事務局」という。）、スタンプラリー開始日の10日前までに専用電話ダイヤルを備え、県内に設置する。

イ 事務局は、スタンプラリー実施期間中は毎日9：00～17：00の間、スタンプラリー参加者やポイント施設等からの問い合わせに対応する。

ウ 乙は事務局への問い合わせ内容、アプリ等の利用者数及びポイントごとのスタンプ数等、ログを記録し、甲に適宜報告する。

エ 乙はポイント達成プレゼント（抽選分）の応募状況を適切に管理し、応募結果やアンケート結果を集計する。

オ 乙はポイント施設ごとのポイント達成プレゼント（先着分）の引換状況を把握・管理する。

(4) ポイント達成プレゼントに関すること

ア 抽選分

- 乙は、参加意欲を高め、事業目的が達成できるよう甲と協議の上、応募までの難易度（スタンプ数）に合わせて複数の応募コースを設定する。

<参考：2024開催時の応募コース>

必要なスタンプ数	当選者数	内容
60個 (コンプリート)	①5名 ②5名	①オリジナル「ウルトラマン」像 ②福島県内宿泊券5万円分
10個	①10名 ②10名	①ウルトラマン等のコラボグッズの詰合せ ②福島県内宿泊券2万円分
6個	20名	福島県県産品の詰合せ

- 乙は、甲乙協議の上決定したポイント達成プレゼント（抽選分）を調達し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。
- 難易度が最も高い（スタンプ数を最も必要とする）応募コースのポイント達成プレゼント（抽選分）のひとつは、「オリジナルウルトラマン賞品」とする。  
「オリジナルウルトラマン賞品」は、甲と円谷プロが協議の上決定し、乙が円谷プロによる監修の下制作し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。
- 乙は、景品応募方法（はがき、アプリ等の使用）を設定する。
- 景品応募時または後述するポイント達成プレゼント（先着分）の提供時に、参加者に対してアンケート調査を実施する仕組みを設定すること。なお、アンケート調査項目については、甲乙協議の上決定する。

イ 先着分

- 乙は、前項アのほか、特定のスタンプ数を達成した参加者に先着で提供するポイント達成プレゼント（先着分）を制作する。
- ポイント達成プレゼント（先着分）は、参加意欲を高め、事業目的が達成できる

## 別記1

よう甲乙協議の上、複数のコースを設定する。

- ・ポイント達成プレゼント（先着分）は、ウルトラマン等を活用するものとし、甲乙協議の上、円谷プロによる監修の下制作する。
- ・ポイント達成プレゼント（先着分）のうち、ひとつは2024開催時に制作した「赤ベコウルトラセブン根付」に類似するものを想定している。なお、係る想定は現在調整中であるため、契約までに変更となる可能性がある。
- ・乙は、ポイント達成プレゼント（先着分）をポイント施設にスタンプラリー開始までに発送する。また、ポイント施設ごとの引換状況を把握・管理し、必要に応じて補充する。さらに、スタンプラリー終了後、回収・処分し、その旨を甲に書面で報告する。

<参考：2024開催時のポイント別到達者数（試算による）>

スタンプ数	到達者数
60個（コンプリート）	約 470名
30個	約 600名
10個	約 2,000名
6個	約 2,500名

ウ コラボメニュー提供施設用オリジナルシール

- ・乙は、前項ア及びイの他、スタンプラリー期間中限定で販売するウルトラマン等を活用したコラボメニューを提供するポイント施設向けのオリジナルシールを制作し、対象のポイント施設にスタンプラリー開始までに発送する。  
オリジナルシールのデザインはポイント施設毎に全て異なる仕様とする（10種類程度を想定）。なお、スタンプラリー期間中、不足した場合は追加で作成し、適宜ポイント引換施設に補充する。

<参考：2024開催時の配布数>

計 5,447枚

### （5）広報に関すること

ア 広報物の制作

（ア）キービジュアル

乙はホームページ、ポスター等に使用する、スタンプラリーのメインとなるイメージ画像（以下「キービジュアル」という。）について、甲乙協議の上、円谷プロの監修の下、制作する。

（イ）テレビコマーシャル用の動画

乙はスタンプラリー開始までにテレビコマーシャル及びyoutube用の動画を甲乙協議の上、円谷プロの監修の下、制作する。

（ウ）ラジオコマーシャル用の原稿

乙はラジオコマーシャル用の原稿を甲乙協議の上、円谷プロの監修の下、制作する。

（エ）公式ホームページ、SNSの制作

乙はスタンプラリー開始までに、甲乙協議の上、円谷プロの監修の下、ホームページ及びSNSを制作し、公開する。なお、キービジュアルを用いて制作し、スタンプラリーに関する内容のほか、甲が指定する内容を掲載す

## 別記1

ること。

### (オ) ガイドブック、ポスター等広報ツール

乙は、甲乙協議の上、スタンプラリーを周知するために必要なポスターやガイドブック等の広告物（以下「広報ツール」という。）を制作する。

#### ・ガイドブック

A4版で16万部以上制作する。

#### ・ポスター

B2以上のサイズで1,500部以上制作する。

#### ・のぼり

すべてのポイント施設に1本以上設置する。

#### ・その他、スタンプラリーを効果的に周知する広報ツールを作成する。

### イ 広報の実施

乙は、動画や広報ツール等を活用し、テレビやラジオ等のマスメディア、公式ホームページやSNS、スマートフォン等へのデジタル広告（以下「デジタル広告」という。）等を、各広告手法の内容や有効な実施時期等を考慮し組み合わせ、効果的な広報を行う。

#### (ア) ホームページ等の運営

乙はスタンプラリーや魅力発信に関連する情報をホームページやSNSに掲載する。

#### (イ) 広報ツールの送付等

乙は、広報ツールを、ポイント施設等甲が指定する施設にスタンプラリー開始までに発送及び補充する。また、スタンプラリー終了後、回収・処分し、その旨を甲に書面で報告する。

#### (ウ) 県内の幼稚園等への広報

乙は、ガイドブックを、県内全ての保育園、幼稚園及び認定こども園等へスタンプラリー開始までに発送する。

#### (エ) テレビコマーシャル

乙は、甲乙協議の上、甲の指定するテレビ局でのテレビコマーシャルをラリー開始前及び期間中に効果的に実施する。

#### (オ) ラジオコマーシャル

乙は、甲乙協議の上、甲の指定するラジオ局でのラジオコマーシャルをラリー開始前及び期間中に効果的に実施する。

#### (カ) デジタル広告

乙は、甲乙協議の上、以下を基本に実施する。

#### ・主に「ディスプレイ広告」及び「動画広告」を実施する。

#### ・対象セグメント及び期間は乙が提案し、甲乙協議の上決定する。

#### (キ) その他

その他、スタンプラリーの認知を広めるのに効果的な広報等を行う。

### (6) 地域の魅力発信

ア 地域の魅力や、ポイント施設の情報等を発信する。

(ア) 乙は、ポイント施設ごとの地域の魅力やコラボメニュー等、企画内容を取りまとめる。

## 別記1

- (イ) 乙は、ポイント施設へ取材・提案し、情報発信の企画内容を決定する。なお、各ポイント施設への取材は1回以上行うこととする。
- (ウ) 乙は、(6) 広報で規定しているホームページ、SNS、其他媒体等を活用し、地域の魅力や企画等を効果的に情報発信する。
- (エ) 乙は、甲とポイント施設ごとの情報発信時期をスタンプラリー期間中において一週間単位で調整し、発信頻度は各ポイント施設1回以上とする。
- (オ) 乙は、ポイント施設や県産品事業者等からコラボメニュー等の開発・販売に関する相談、報告を受けた際は、遅滞なく甲に伝える。
- (カ) 乙は、甲の求めに応じて、コラボメニューの販売数の確認、集計等を行う。

### イ イラストコンテスト\*の開催

※本事項については現在調整中であるため、契約までに内容等が変更となる可能性がある。

- (ア) 乙は、地域の魅力やスタンプラリーへの認知を拡大するために実施するイラストコンテストについて、甲乙協議の上、必要な対応（周知、応募作品の集計、結果の公表、賞品の手配・発送等）を行う。
- (イ) 当該コンテストは、スタンプラリー期間中に実施する。

### (8) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みについては、甲乙協議の上、実施して差し支えない。

## 5 成果物

成果物は次のとおりとし、乙は業務完了後、速やかに福島県企画調整部地域振興課に納入すること。

### (1) 報告書

乙は以下の事項を記載した本業務の実施に関する報告書を2部作成し、日本工業規格A4サイズで提出すること。なお、ポイント達成プレゼント及び広報ツールなどの制作物については写真等による提出、動画についてはDVD等の電子媒体による提出を可能とする。

- ア アプリ等開発
- イ アプリ等維持管理
- ウ スタンプラリー運営
- エ スタンプラリー運営事務局設置・運営
- オ ポイント達成プレゼント
- カ 広報
- キ 地域の魅力発信
- ク 効果検証

アプリ等の性能や評価、参加者数やスタンプ数、広報の成果、魅力発信の成果等の良かった点や改善を要する点などについて検証すること。

### (2) 電子データ

乙は報告書データについて、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

### (3) 参加ポイント施設へのアンケート実施及び集計

アンケート内容については、甲乙協議の上決定する。

## 別記1

(4) その他、当委員会が指示するもの。

### 6 仕様の変更等

やむを得ない事情により仕様書の変更を必要とする場合には、乙はあらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ることにより、本仕様書の一部について追加又は変更ができる。

### 7 疑義の解釈

乙は、本業務において疑義が生じたとき又は仕様書に記載の無い事項については、甲と速やかに協議し、指示を受けること。

### 8 その他

- (1) 本事業実施の関連書類、領収書等は事業終了後5年間保管するものとする。
- (2) 本事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、必要な許認可や届出等の手続きを行うこと。